

国外居住親族に係る扶養控除等の適用

平成27年度税制改正において、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収や年末調整から、扶養控除の適用を受ける親族が国外に居住する場合、「親族関係書類」や「送金関係書類」を勤務する事業所へ提出・提示することが義務化されました。

これに伴い、去る9月25日に国税局より「国外居住親族に係る扶養控除等Q&A」が公表されましたので、今回はその一部を抜粋してご紹介いたします。

Q&A（抜粋）

Q 「親族関係書類」ってどんな書類？

A 戸籍の附票の写しなど、その国や地方公共団体が発行した公的な書類を指します。ただし、その書類が外国語の場合はその翻訳文も含まれます。また、発行日に関する規定は法令上ありませんが、扶養控除等申告書等の提出日の現況により判断されますので、ご注意ください。

Q 「送金関係書類」ってどんな書類？

A 生活費や教育費などに充てるための送金を行っていることを証明します。例えば、金融機関から送金している場合には、金融機関が行う為替取引により国外居住親族に支払ったことを証明する書類等を準備する必要があります。

Q 子供が留学しているときも、「親族関係書類」って必要？

A その留学が1年以上継続して居住を要するものでない限り、必要ありません。ただし、1年未満の短期留学であっても、別居している扶養親族を控除対象とする場合には、生計を一にしていることを証するため、送金等が確認できる書類を提示してください。

Q 海外に帰省した際に、両親に現金で直接手渡ししているけど大丈夫？

A 残念ながら「送金関係書類」の提出・提示がされない場合、扶養控除等を適用することが出来ません。なお、管轄税務署へ「現金で渡した旨の申立書」などを提出された場合でも、その申立書などは所得税法に定める「送金関係書類」には該当しませんので、扶養控除を適用することは出来ません。

今回ご紹介した以外にも、国税局が公表したQ&Aにはケースが細かく記載されています。「この場合はどうなの？」「これで書類は足りてる？」など、担当者にお気軽にお問い合わせください。